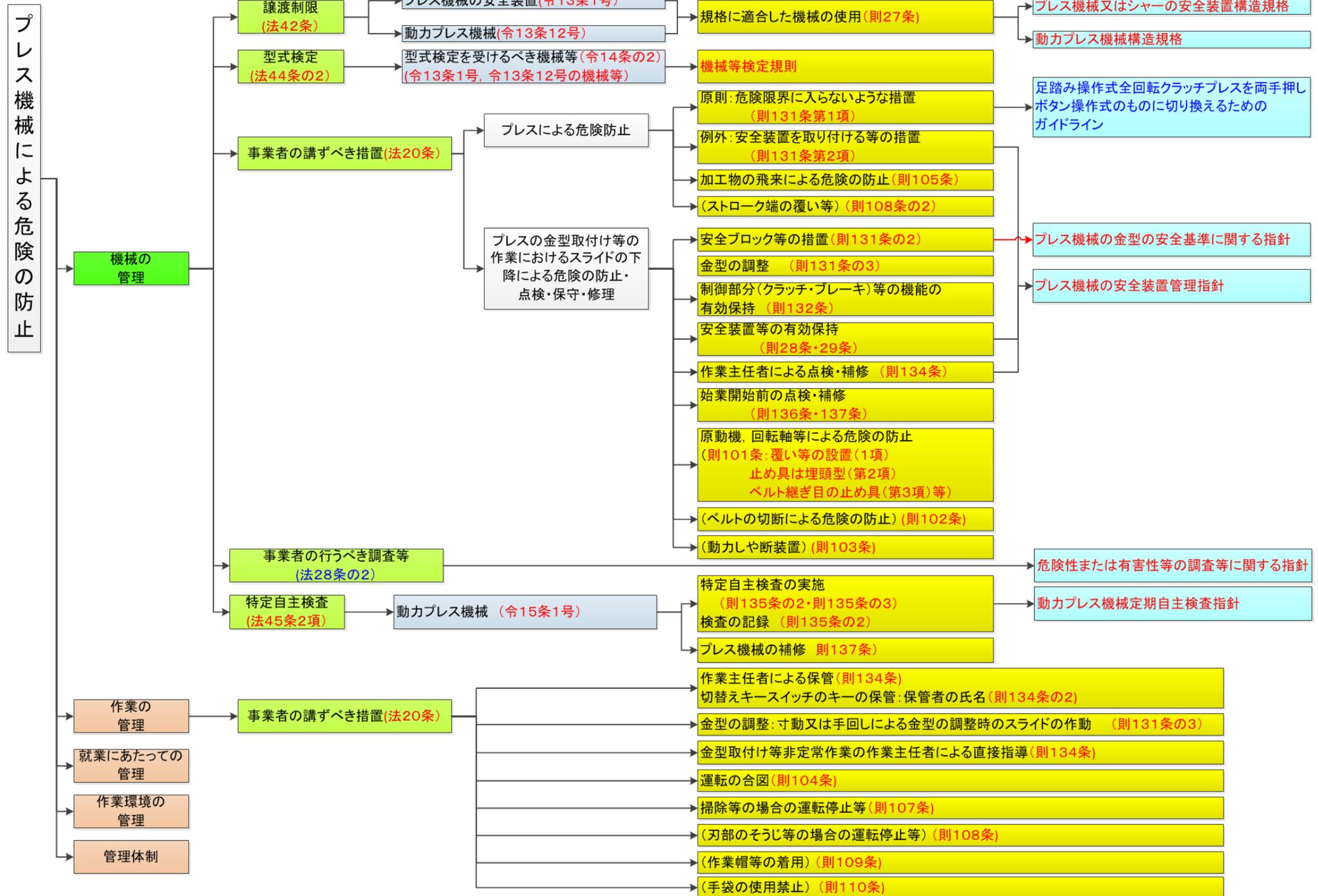


プレス機械による危険の防止に関する主要な国内法令・指針



プレス機械による危険の防止

機械の管理

作業の管理

就業にあたっての管理

作業環境の管理

管理体制

安全衛生教育
(法59条)

事業者の講ずべき措置
(法20条)

作業環境測定
(法65条)

作業主任者
(法14条)

能力向上教育
(法19条の2)

雇い入れ時および作業内容等変更時の教育の実施 (則35条)
特別の教育(動力プレス機械の金型またはプレス機械の安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務につく労働者) (則36条2号)

騒音の除去 (則576条)
騒音の発する場所の明示 (則583条2)
騒音伝ばの防止 (則584条)
騒音障害防止用の保護具の装着 (則595条~598条)
通路の有効保持等 (則540~542条)
機械間の通路 (則543条)

作業環境測定を行うべき作業場 (令21条3号)
騒音の測定 (則590条・591条)

動力プレス機械5台以上
(令16条7号)

作業主任者の選任 (則133条)
作業主任者の責務 (則134条)
1号: プレス機械およびその安全装置を点検すること
2号: プレス機械およびその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を取ること
3号: プレス機械およびその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを補完すること
4号: 金型の取付け、取外しおよび調整の作業を直接指揮すること
作業主任者の職務の分担 (則17条)
作業主任者氏名の周知 (則18条)

指針の公表 (則24条)

プレス機械作業主任者技能講習規定

労働災害の防止のための業務に従事するものに対する能力向上教育に関する指針